令和８年碧南市教育委員会６月定例会　会議録

１　日時　　令和８年６月２５日（木）　午後２時から午後２時５７分まで

２　場所　　碧南市役所４階　庁議室

３　出席者

(1) 教育委員

委員　岡本　明弘、委員　大村　幸、委員　榊原　京子、委員　深津　茂樹、
教育長　小澤　徹

(2) 事務局職員

教育部長　岡本　和雄、庶務課長　磯貝　幸満、学校教育課長　鎌谷　祥行、
生涯学習課長　金原　厚夫、文化財課長兼藤井達吉現代美術館副館長　山田　光則、
藤井達吉現代美術館副館長　木村　理恵子、スポーツ課長　中嶋　忠彦、
海浜水族館長　地村　佳純、庶務課庶務係長　齋藤　堂晴

４　傍聴者　０人

５　議案

(1) 協議事項

ア　まなびさぽーと高校生の決定について

イ　碧南市学校給食代替食費給付金支給規程の制定について

(2) 報告事項

ア　碧南市教育委員会附属機関の委員について

イ　令和８年度小中学校の研究主題について

(3) その他

６　会議の概要

日程第１　開会の辞

日程第２　教育長報告

教育長が資料に基づき説明した。

〈意見・質疑なし〉

日程第３　前回会議録の承認について

〈意見・質疑なし〉

事務局から会議録署名者として榊原京子委員及び深津茂樹委員を指名し、事務局案で承認された。

日程第４　議案

協議事項ア　まなびさぽーと高校生の決定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項ただし書により非公開とすることで決定し、最後に審議することとした。

協議事項イ　碧南市学校給食代替食費給付金支給規程の制定について

庶務課長が当日資料２に基づき説明した。

〈意見・質疑〉

深津委員　不登校の子とか食物アレルギーの子や宗教上の理由の子というのは、食事は家で作ってもらって持ってきているのですか。

庶務課長　はい。アレルギーの子に関しては、頻繁に含まれる食材がアレルギーに該当すると、１か月を通して給食を止めて全てお弁当を持ってきていただくことになります。

他方で、給食に使用される頻度の低いアレルギーですと、その日の給食の該当するものだけ食べなくて良いように代わりのものを持ってきてもらう場合もあります。

今回の規程では、１か月を通して給食を止められた場合を対象としていきたいと考えています。

深津委員　給食の一部だけ止める場合は、どういうふうになりますか。日によって、その日は食べなかったという場合には、それを差し引いてということに？

庶務課長　事前に１か月を通しての停止の申し出がない限り、給食は児童数全ての準備をしておりますので、学校給食費の食材費として充てさせていただきたいと考えております。

深津委員　「他の助成により」というのが規定の中で何か所かありますけれども、他の助成というのは具体的にどういうものでしょうか。

庶務課長　今想定していますのは、生活保護、それに準ずる就学援助を受けている方です。それ以外のものについて、もし仮に類するものがあれば、それは除外していきたいと考えています。

深津委員　他の生活困窮の助成ということでしょうか。

庶務課長　現在想定できているのはそうなります。

深 津 委 員　　生活保護世帯とはまた別の話になるのでしょうか。

庶 務 課 長　　生活保護を受給している世帯の方については、生活保護の支給の中にその教育扶助として給食費や教材費が含まれておりますので、今回の給食費無償化のための交付金の対象からは外れることを確認しております。

岡 本 委 員　　この事業は、今４２名で予算を組んでいますけれども、アレルギー、宗教、不登校。これ以外にも何か出てきた場合には、また項目を増やすのですか。

庶 務 課 長　　基本的に、やむをえない事情としては、アレルギー、宗教、不登校という３つだと考えています。あとは、ケースバイケースになると考えられますので、そういったものを受けられるような柔軟性は必要かと考えています。

岡 本 委 員　　支給は毎月になるのですか。

庶 務 課 長　　学期ごとに申請を受け付けて学期末を過ぎたタイミングでなるべく早く支給をしていくことを考えています。

岡 本 委 員　　例えば何らかの理由で１週間食べない場合だとかは対象外ということですか。

庶 務 課 長　　そうですね。あくまで、あらかじめ給食を１か月を通して停止することを条件にしております。

審議の結果、承認された。

報告事項ア　碧南市教育委員会附属機関の委員について

各課課長が資料１に基づき説明した。

〈意見・質疑なし〉

審議の結果、了承された。

報告事項イ　令和８年度小中学校の研究主題について

学校教育課長が資料２に基づき説明した。

〈意見・質疑〉

深 津 委 員　南中学校の県指定というのはどういうものでしょうか。

学校教育課長　南中学校の研究は、人権教育での研究を進めてほしいという県からの指定がありまして、このテーマで人権に焦点を当てた研究を進め

ているものです。

深 津 委 員　どこかで発表の機会があるのでしょうか。

学校教育課長　お客さんを呼んで授業発表するようなことはないのですが、紙面報告であったり県の方に出かけて報告する機会はあります。

岡 本 委 員　市指定と自主とありますが、市指定は教育委員会の基本計画を見て３年間行うという理解でよかったでしょうか。また、自主の方は単年度なのですか。

学校教育課長　単年度とは限りません。各学校で、研究主任又は校長の考えの下、自主的に取り組んでいるテーマで継続になっているものも多いかと思います。

変わるタイミングとしては、例えば校長先生が変わったり、研究主任が変わって大きく改革してきたい、そんな意向が反映されてくることもあります。

岡 本 委 員　自主の研究は、何をやってもいいということですね。

学校教育課長　そうですね。自主研究は、各学校で何をやるか縛りはありません。

市指定の研究も別にこれを必ずやってくださいというわけではなく、内容の指定はしません。各学校で何に取り組むかは考えていただく。その後、３年目に研究発表をするというゴールが設定されています。

教　育　長　基本的には、目の前の子ども達を見て、何の力をつけたいかという、当たり前のことなのですが、それを学校全体で取り組み始めることもあります。

審議の結果、了承された。

《午後２時４５分　休憩》

《関係者以外退席》

《午後２時４６分　再開》

協議事項ア　まなびさぽーと高校生の決定について

関係課職員以外は退席の上、秘密会として協議した。

審議の結果、承認された。

（午後２時５７分　閉会）

以上のとおり会議録を作成して、署名する。

令和８年７月２４日

委員

委員